

# 平成24年度 第2回福島県建築審査会議事録

日時：平成24年10月24日（水）  
場所：ふくしま中町会館 6階 特別会議室  
時間：10：00～11：00

出席者等

## 福島県建築審査会委員

会長 鈴木 浩  
委員 時野谷茂（欠席）  
委員 片岡正彦  
委員 清水晶紀  
委員 遠藤明子  
委員 飯塚 静栄  
委員 吾妻明子

## 事務局

土木部建築指導課	課長	但野 広
	主幹	川音 真悦
	専門建築技師	加藤 敏史
	主任建築技師	武田 崇之

傍聴者 10名

## 会議次第

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議事

議事1 建築基準法第44条第1項第二号の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可について

- 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40西郷村が道路区域内である同村字道南西116の一部他においてバス停留所等の上屋を新築する件

議案2 建築基準法第44条第1項第四号の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可について

- 本宮市本宮字万世212番地本宮市が道路区域内である同市本宮字舞台3-3の一部他の上空において渡り廊下を新築する件

### 4 報告事項

報告1 会津坂下町統合小学校増築工事に伴う建築基準法第55条第3項第二号の規定に基づく許可同意に係る附带意見への対応について

### 5 閉会

平成24年度 第2回福島県建築審査会 議案議事録

発言者	内 容
事務局	<p>福島県建築審査会条例第二条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>議事に入ります前に、福島県建築審査会条例第三条により、本日の審査会は委員の二分の一以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第四条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>異議が無いようですので、片岡委員と清水委員を指名しますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>議案1の『建築基準法第44条第1項第二号の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可』について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議案について説明》</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>委員の皆さん、ただ今の説明に関して何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>今回の申請の様な開放で片持ち型の建築物の床面積算定は、どのように行っているのか、参考までに説明願います。</p>
事務局	<p>軒先より1m後退したラインの内側の範囲を床面積として算定しております。</p>
議 長 (鈴木会長)	<p>それでは、他にご意見がければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

(鈴木会長)	それでは、議案1について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。
議 長 (鈴木会長)	次に、議案二の『建築基準法第四十四条第一項第四号の規定(道路内の建築制限)に基づく建築許可について』事務局より説明をお願いします。
事務局	《議案について説明》
議 長 (鈴木会長)	委員の皆さん、ただ今の説明に関して何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長 (鈴木会長)	登下校時においては、前面市道の横断はないのですか。
事務局	手前の交差点の横断歩道で横断することとなります。
片岡委員	新しい体育館について、市民も利用しているのですか。
事務局	生徒が使用しない土日などにおいては、市民も利用しております。
片岡委員	既存の古い体育館が耐震上問題となったため、新たな体育館を造ったということですか。
事務局	既存の古い体育館が耐震上問題となったため、当時、既にあった市営体育館を学校で使用することとなったということです。
吾妻委員	学校と体育館が繋がることで、防犯面で問題はないのですか。 それから、窓がはめ殺しとなっており、夏場熱くなることが予想されますが、特に問題はないのですか。
事務局	学校と体育館の間には、扉が設置されており、生徒が体育館を使用しない時間帯は、鍵を掛けておりますので、防犯上は支障ないものと考えられます。 また、床面から1.5m以上にある窓は開閉できるようになっておりますので、暑さについても支障はないものと考えられます。
議 長 (鈴木会長)	それでは、他にご意見がければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。

各委員	《異議なしの声》
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。 それでは、議案2について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。
議長 (鈴木会長)	以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。 それでは、議長を解任させていただきます。 皆さん、ご協力ありがとうございました。

記録者 福島県建築審査会事務局 武田 崇之